令和２年　第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　令和２年１２月２４日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　片　岡　　格
　　副議長　　谷　口　博　文

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　中　野　睦　子	２番議員　高　島　久美子
３番議員　清　水　　茂	４番議員　片　岡　　格
５番議員　木　戸　隆一郎	６番議員　印　部　久　信
７番議員　谷　口　博　文	８番議員　登　里　伸　一
９番議員　木　場　　徹	１０番議員　吉　田　良　子

会議に欠席した議員（０名）

管理者	南あわじ市長	守本憲弘
副管理者	洲本市長	竹内通弘
会計管理者	南あわじ市会計管理者	河井達雄
事務局長	南あわじ市環境課長	廣内繁一
事務局次長	洲本市生活環境課長	中田博文
施設長		山田孝文

事　務　局　長　　皆さんおはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。今定例会では新型コロナウイルス対策といたしまして、三密回避のために議場の換気及びソーシャルディスタンスに配慮させていただいております。なお、吉田議長より議長の辞表が提出されており議長が空席となっておりますので議長が選任されるまでの間、議事進行につきまして地方自治法第１０６条第１項の規定により副議長にお願いしたいと存じます。それでは片岡格副議長よろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日招集されました令和２年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会にあたり、先程事務局長より説明がありましたとおり、議長空席に伴い私が議長の職務を行うこととなりました。議長選出までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、格段のご協力を賜りますようにお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　はい、副議長。

副　　議　　長　　はい、守本管理者。

管　　理　　者　　開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。年の瀬も押し迫った段階で令和２年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただいたわけでございますけれども、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわりませず、ご参集いただきまして心より感謝申し上げます。今年はコロナに明け暮れた年というふうになったわけでございますけれども、ごみの状況を聞きますと、やはり事業系ごみがかなり少なくなっています。家庭系については、実は私は増えるのではと思っていたのですが、微減というそういう状況のようでございます。これは、鳥インフルエンザ分は含まずという段階でのデータでございます。さて本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げましたように、専決処分の承認と令和元年度一般会計歳入歳出決算、退職手当組合規約の変更でございます。何卒慎重かつ適切なご審議を賜りまして、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副　　議　　長　　ありがとうございました。本日は南あわじ市議会での組合議会議員選挙後初の議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員の紹介をいたします。洲本市の議員より紹介をさせていただきます。中野睦子議員、高島久美子議員、清水茂議員、木戸隆一郎議員、続きまして南あわじ市議員を紹介させていただきます。印部久信議員、谷口博文議員、登里伸一議員、木場徹議員、吉田良子議員、以上で議員の紹介を終わります。次に、管理者　南あわじ市長　守本憲弘さん、副管理者　洲本市長　竹内通弘さん、会計管理者　南あわじ市会計管理者　河井達雄さん、事務局長　南あわじ市環境課長　廣内繁一さん、事務局次長　洲本市生活環境課長　中田博文さん、施設長　山田孝文さん、事務局職員　古川剛康さん、事務局職員　森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和２年第２回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長　　はい、議長。

副　　議　　長　　事務局。

事務局次長　　報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

副　　議　　長　　只今事務局から報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長　　はい、議長。それでは朗読いたします。

令和２年　第２回　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程　令和２年１２月２４日

日程第１　仮議席の指定について

日程第２　選挙第２号　　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について

日程第３　議席の指定について

日程第４　会議録署名議員の指名

日程第５　会期の決定

日程第６　報告第１号　　専決処分の承認について
日程第７　認定第１号　　令和元年度 洲本市･南あわじ市衛生事務組合一般会計決算認定について
日程第８　議案第６号　　兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

以上でございます。

副　議　長　　それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第１仮議席の指定をいたします。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

次に、日程第２選挙第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙を行います。暫時休憩といたします。洲本市議員の皆さんにおかれましては、議員協議会を別室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（１０：１０～１０：１２　暫時休憩）

副　議　長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。５番木戸議員により指名することとして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、木戸議員、指名をお願いいたします。

５　番　議　員　　はい、議長。片岡議員を指名します。

副　議　長　　お諮りいたします。ただ今５番木戸議員によって指名を受けました小職を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　　議　　長　　ご異議なしと認めます。ただ今議長に選任されました小職より一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

ここに、皆様方のご推薦を受けました上は、一身を挺してそのご厚意に報いる所存でございますとともに、その任務の重大さを痛感するものでございます。皆様方のご支援をいただきまして、この職務を全うしたいと念願いたしております。どうか今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、ひとえにお願いいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に小職が議長職に就任いたしましたので、副議長の席が空席となっております。この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。ただ今追加日程を配布させます。

（追加日程配布）

議　　長　　配布漏れはございませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。事務局。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　失礼いたします。

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程

令和２年１２月２４日

追加日程第１　選挙第３号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長選挙について

以上でございます。

議　　長　　朗読が終わりました。お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、ただちに

選挙を行うことに決しました。暫時休憩いたします。

（１０：１７～１０：１８　暫時休憩）

議　　長　　会議を再開いたします。それでは追加日程第２副議長選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。それでは指名をいたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に、谷口博文議員を指名いたします。お諮りいたします。只今議長において指名いたしました谷口博文議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって只今指名をいたしました谷口博文議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選されました谷口博文議員が議場におられますので、本席より告知いたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことといたします。

副　議　長　　おはようございます。この度本議会の副議長を拝命いたしました谷口でございます。来年当市においては市長選挙をはじめ議員選挙も控えとるわけですが、任期満了まで全力で本議会の進行に寄与したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

只今より議事に入りたいと思います。日程第３議席の指定について。議席は組合議会会議規則第３条の規定により議長において指定いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認め、さように指定いたします。

次に日程第４会議録署名議員の指名をいたします。３番清水茂議員、８番登里伸一議員、この両名を指名いたします。

続いて日程第５会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。議案の審議に入る前に１０番吉田良子議員より一般質問発言通告書の提出がありましたので、これを許可することにいたします。なお一般質問につきましては議員協議会で決定いたしております一般質問に関する申合せ事項に基づき行うことといたします。それでは１０番吉田良子議員。

１０番議員　　はい、議長。

議　　長　　吉田良子議員。

１０番議員　　災害時の対応についてお伺いいたします。まず初めに鳥インフルエンザの関係で質問をさせていただきます。１１月２５日淡路市で鳥インフルエンザが確認され農場から１４万６千羽が殺処分することになり、当やまなみ苑で焼却処分が行われたことについて受け入れ状況またその対応についてお伺いいたします。受け入れに至った背景についてお伺いいたします。

事務局長　　議長。

議　　長　　はい、事務局。

事務局長　　鳥インフルエンザに係る処理の経緯についてご説明します。今議員がお

っしゃられましたとおり令和２年１１月２５日水曜日午後４時３０分に淡路県民局洲本農林水産振興事務所より淡路市内の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたという連絡と同時に平成２９年３月３１日に締結しております鳥インフルエンザ発生時の防疫対策の協力に関する協定に基づいてやまなみ苑に協力要請がございました。連絡を受け、その日のうちに地元川向自治会長を通じて川向自治会全戸に対してご理解とご協力の依頼文の配布をしております。翌日の１１月２６日より搬入がございまして、最終搬入は１２月９日で鶏１４万９千７６０キロ、約７万５千羽、それから使用済の防護服等５千１８０キロ、合計１５万４千９４０キロを受け入れ焼却処分いたしております。以上です。

１０番議員　　議長。

議　　長　　はい。

１０番議員　　地域への説明も終わり、また１２月９日にはすべて終了したというふうな報告でありました。その時に、焼却する為の職員の安全対策についてはいかがだったでしょうか。

事務局長　　議長。

議　　長　　はい、事務局。

事務局長　　やまなみ苑の職員におきましては、通常の計量作業、それから焼却炉の運転作業をしておりましたので、直接今回の鳥インフルエンザに係る容器に触れることはございませんでした。容器の焼却炉への投入につきましては、県及び市の応援職員で行っておりましたが、当然防護服を着用した状態で作業しておりましたので、やまなみ苑での安全対策については十分な対策が取れていたと考えております。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　そうすると経費の負担というところが、その協定書の中で書かれていると思うんですけれども、経費の負担についてはどのような対応をされるのでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　はい。先程申しました協定書の中の第５条に経費負担というのがございます。今回も県の要請に基づき市及びやまなみ苑施設に対して応援要請がございました。この場合、費用につきましては県が負担するということとなってございます。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　そうすると、持ち込みの重さも分かっていることと思うんですけども、それは通常の持ち込みの料金と一緒のような形になるんでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　議員おっしゃられます通り、通常の持ち込み料金１０キロあたり１１５円でございます。先程申しましたとおり鶏につきましては、１４万９千７６０キロ。それから、使用済みの防護服等５千１８０キロでございます。合わせて手数料１７８万１千８１０円の金額を県の方に請求することとなっております。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　それとこの経費負担の第５条の２では、市町村等の所有する施設、設備等を使用した後における保守及び点検に関する経費は市町等が負担するというふうに書かれております。今の説明は実質負担だったかというふうに思うんですけども、保守及び点検経費というのは必要だったのか、またそれはいくらぐらいになるのかお尋ねいたします。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　やまなみ苑と淡路市の夕陽が丘クリーンセンターの２か所で焼却したんでございますけれども、どちらにつきましても運転時間内での焼却処分でございます。一般ごみと今回の鳥インフルエンザの鶏と交互にいれるというふうな形をとっておりましたので、今回鳥インフルエンザの焼却に関して特段の費用の発生はございません。通常どおりでございました。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　それと、先に戻りますけども、周辺地域の方へのお願いですけども、これは基本的には県がするというふうになっておりましたけども、やまなみ苑独自としてそういう対応をされたということでよろしいでしょうか。

施　設　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　周辺の川向地域へのお願いなんですけれども、平成２０年度に鳥インフルエンザが発生した時にはという形で、協力依頼という形で、協力するというふうなご返事をいただいておりまして、あと年々今年もよろしくお願いしますという形で、平成２０年の協定を今まで準拠して運用してきたんですけれども、県の方にも１６時３０分に連絡入って、第一報はこれは地元にするべきやということで地元へ走ったんですけれども、その後で県の方から地元の説明どうしましょうということで、もうすでに済んでおりますということで、ご返事をして、地元への対応とさせていただいております。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　そうすると、これまでもそういう場合の対応を求めてきたというところで、スムーズにいったのかなというふうに思っております。そうすると、今回の鳥インフルエンザの焼却にあたっては特に損傷なく行われたというふうに理解してよろしいでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　兵庫県下で初めてのことでもございましたし、当然やまなみ苑でも初めてのことでございましたので、この焼却作業に係る応援職員の配置等において、南あわじ市、洲本市両市に応援要請が来て、職員を派遣したんでございますけれども、そこがなかなか初めてのことということで、多少の戸惑いはあったとは思いますけども、焼却作業につきましては順調であったと考えております。

１０番議員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　そうすると、洲本市さん、南あわじ市の環境課の職員がここへ来て同じように作業しながら焼却したということになっているんでしょうか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　当然、県の農林水産振興事務所であるとか家畜保健所、洲本市さんは生活環境課、南あわじ市は環境課、要請人数も結構ありましたので、南あわじ市は全庁に派遣要請ということでお願いして、全庁で対応しております。洲本市も同じような形で全庁で対応いたしました。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　そうすると、それぞれの市で何人ぐらいが応援という形になったんでしょうか。

事　務　局　長　　議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　消毒作業と、それとこのやまなみ苑での焼却作業の補助ということだったんでございますけども、延べにしまして両市で３０名程度ずつ出席しております。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　それと、一般ごみと合わせて焼却したということでありますけれども、持ち込みされる時の梱包とかはきっちりされてたと思うんですけども、持ち込みの他の一般的に持ち込みされる方とのトラブルというのは無かったんでしょうか。

施設長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施設長　　一般ごみとは別にその鳥インフルエンザに係るミッペールに詰めた鳥ですけれども、別ルートから直接投入ということで、炉の方へ投入しております。一般ごみの方はごみピットというごみを溜めるところに投入します。車両の往来につきましては交通整理やりながらで、搬入についてはそこは交錯することなく別ルートで搬入しております。

１０番議員　　はい、議長。

議　　長　　吉田議員。

１０番議員　　そうするとトラブルもなく、職員さんご苦労様であったというふうに敬意を表するわけですけども、次に南海トラフ巨大地震というのが、特に南あわじ市は県下でも一番被害の想定が大きい訳でありますけれども、南あわじ市は平成３０年１１月に南あわじ市災害廃棄物処理計画というのが作られております。その時に、南海トラフでは可燃物が２８万７千トン。そのうちやまなみ苑でその中の０．８パーセント、２千４００トンを焼却するというふうになっておりますけれども、その南あわじ市の計画では処理期間を概ね２年以内の処理を目指して、最長３年以内で処理するというようなことになっております。洲本市さんの方もこのような計画がされてるかと思うんですけれども、やっぱし街の復旧復興というのは一番初めは、インフラ整備が最重要かと思いますけれども、廃棄物の処理も欠かせないものとなるかと思うんですけれども、洲本市さん、南あわじのそういうふうな南海トラフ巨大地震での処理については、やまなみ苑としてはどう対応されるのかお伺いいたします。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　議員おっしゃられましたとおり、洲本市、南あわじ市両市において災害廃棄物処理計画というのは作成しております。南あわじ市の方ではおっしゃられましたとおり２８万７千トン、洲本市の方でも１８万１千トンの可燃ごみが出ると予測されております。基本的にやまなみ苑、発生市での焼却となりますけども、先程おっしゃられましたとおり通常の可燃ごみ、家庭系、事業系と平行しながら焼却作業しなければなりません。現状の中で、日あたり約３０トン程度しか余剰がございません。また、やまなみ苑自体が被災することも考えられますので、これにつきましては平成１７年９月１日に締結しております兵庫県災害廃棄物処理相互応援に関する協定に基づいて、県に応援依頼することになると思いますけれども、またそれでも焼却しきれないとなった場合、両市におきまして仮の焼却炉等の設置ということも検討する必要があると考えております。

１０番議員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　今のお答えの中で、施設の被害が想定されるというふうに言われておりましたけれども、具体的にはどういうふうな被害の想定になってるんでしょうか。

事　務　局　長　　議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　南あわじ市の廃棄物処理の計画の中では、比較的震度の低い地域とはなっておりますけども、炉の内部が破損するとか機器が破損するということも十分考えられますので、そのように考えております。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　そういうのは事前に耐震診断もされてるのかなとも思うんですけども、修理修繕ていうか、そういうのは可能なのかどうかそこらはどうなんでしょうか。

施設長　　はい。

議長　　はい、施設長。

施設長　　施設の耐震化ですけども、決まった炉の形でありまして、なかなかそこに耐震をかけるというのは、なかなか難しいことなんですけども、梁ですとかその辺は考えれることをやりながらやっていっております。ちなみに、平成７年の阪神淡路の時もここ建設中で、ほぼほぼ出来上がってたんですけれども、ALC の部分に軽くクラック入った程度で、この辺岩盤非常に良い岩盤で強いというふうには感じておるんですけど。以上です。

議長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　阪神淡路大震災の時は、そうでもなかったという話でありますけども、先程の答弁の中で、仮焼却場というようなことを言われたかと思うんですけども、その計画というのは具体的になってるんでしょうか。

事務局長　　はい、議長。

議長　　事務局長。

事務局長　　一応処理計画の中ではそういうことも考慮しなければいけないとしてますけども、具体的には計画の方はしておりません。

１０番議員　　議長。

議長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　この廃棄物処理計画っていうのは、実際どういうふうな地震になるかっていうのはある一定の想定の中でしてるものですから、それが実際どれだけの被害がっていうのは不透明な部分があってなかなか難しい判断になるのかなというふうには思いますけれども、先程の答弁の中で広域処理って

いうような協定も結んでるというような話がありました。実際やはり先程言ったように、災害が起こった時に仮置場でどれだけ分別ができるかというところで、処理の方法もスムーズにいくというところがあるかと思うんですけれども、今後十分な体制をぜひとっていただきたいと思うんですけどいかがでしょう。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　計画も立てておりますので、もし起きた時はということで上位計画の中で両市とも災害に対する計画を今、具体的に作成中でございます。それにも合わせながら、考えていきたいと思います。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　生活に欠かせないごみ。また被害が起こった場合は仮設なり、またいろんなところからまた違った形のごみがたくさん出てくるかと思います。ですから、いつ起こるかわからないような状況ですのでぜひ十分な対応をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議　　長　　吉田良子議員の一般質問が終わりました。これにて通告に基づく一般質問を終わります。

それでは議案審議に入ります。日程第６報告第１号専決処分の承認についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　管理者。

管　理　者　　報告第１号専決処分の承認につきましては、事務局の方からご説明申し上げます。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　報告第１号専決処分の承認についてご説明申し上げます。本件は、緊急やむを得ない処理を必要としたため、地方自治法第１７９条の規定により１１月３０日付けで専決処分したものでございまして、同条第３項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。件名は専決第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。期末手当の基準日であります１２月１日までに当組合議会を開催することが容易でなかったことにより専決処分させていただいております。この内容につきましては、令和２年の人事院勧告に準拠する改正を行いましたので、ご承認を求めるものでございまして民間給与との均衡を図るために期末手当を引き下げるものでございます。第１条で本年１２月支給の期末手当を０．０５月分引き下げ、第２条では令和３年度以降において６月期、１２月期の期末手当が均等になるように配分することとするものでございます。なお附則において施行期日等を定めており、第１条については施行日を令和２年１２月１日と定め、第２条については施行日を令和３年４月１日と定めるものでございます。以上で報告第１号専決処分の承認についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしということで、これにて質疑を終わります。お諮りいたします。報告第１号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって報告第１号は承認されました。
　続きまして日程第７認定第１号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して、管理者の説明を求めます。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　はい。日程第７認定第１号につきましては、事務局の方からご説明申し上げます。

事務局次長　　はい、議長。

議　　長　　事務局。

事務局次長　　認定第１号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。本件につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づきまして、令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。まず、決算の規模でございますが、歳入総額４億７０８万３千９８８円、歳出総額３億８千５８４万２３４円、実質収支額は２千１２４万３千７５４円でございます。内容につきましては、令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。１ページをお開きください。まず、歳入総額でございますが、予算額３億９千２４２万６千円に対して、調定額４億７０８万３千９８８円で、収入済額も同額となっております。続きまして３ページをお開きください。歳出総額でございますが、予算額３億９千２４２万６千円に対して支出済額３億８千５８４万２３４円で６５８万５千７６６円の不用額となっております。

続きまして５ページをお開きください。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金、２億１千５５９万３千円は組合運営費に係る構成市の分担金と公債費の交付税算入に係る分担金となっております。次に２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億２千２１３万４千３８５円は、当施設に直接持ち込まれたごみ焼却手数料収入で、令和元年度の焼却量は１万１千３７３．７７トンとなっております。次に３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金３千２７７円は施設整備基金の利子でございます。次に５款繰越金１項繰越金１目繰越金１千２万１千２６０円は前年度繰越金でございます。７ページをお開きください。６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入４２５万５千３２０円は粗大ごみ処理場から受託しております可燃性残渣の焼却に係る収入で、元年度処理量は７０９．２２トンとなっております。同じく６款２項組合預金利子１目組合預金利子８２９円

は運用資金利子でございます。次に同じく６款３項雑入１目雑入１０７万５千９１７円は、洗車場の使用者に負担いただいております管理費用などとなっております。７款組合債１項組合債１目組合費５千４００万円でございます。

９ページをお開きください。続きまして歳出についてご説明申し上げます。１款議会費１項議会費１目議会費３８万２千６７１円ですが、この内訳は１節報酬３５万３千９７６円、１１節需用費２万６４５円、１２節役務費８千５０円となっております。次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費３千６６９万８千９９６円ですが、この内訳は１節報酬７万８千円、２節給与１千１０万９千７３０円、３節職員手当等５９７万６９５円、４節共済費３１８万３千４１１円、以上合計１千９３４万１千８３６円につきましては、正規職員３名の人件費でございます。９節旅費２万９千７８０円、１１節需用費２３万５千６７０円、１２節役務費７５万２千１０３円。１１ページをお開きください。１３節委託料７９万４千６４０円、１４節使用料及び賃借料３４万１千６４４円、１８節備品購入費６０万円、１９節負担金補助及び交付金４１９万２千２２３円は、退職手当組合普通負担金などとなっております。２５節積立金９５０万円は、施設整備基金積立金でございます。２７節公課費９１万１千１００円となっております。次に同じく２款１項２目清掃施設費３億４千７８５万５千６９８円ですが、この内訳は１節報酬１千７４５万９千８０９円、２節給料１千９０８万３千８１０円、３節職員手当等１千５２６万７千６０４円、４節共済費１千６５万６千８８２円、７節賃金４７５万２千５５４円、以上合計６千７２２万６５９円につきましては、正規職員６名、嘱託職員７名、臨時職員２名の人件費でございます。１１節需用費９千６９５万９３８円は、施設の維持管理のための消耗品費、光熱水費、燃料費、薬品費、施設の修繕費などとなっております。１２節役務費２９万２５２円、続きまして１３ページをお開きください。１３節委託料４千１５９万７千１３３円は、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料などとなっております。１４節使用料及び賃借料６２８万５千６００円は、排ガス濃度分析計及び残灰運搬用のトラックのリース料となっております。１５節工事請負費１億８９５万８千円は、施設整備工事、故障復旧工事に係る費用でございます。１６節原材料費１４万７千７３５円、１８節備品購入費９１万３千７１円は中央制御室用椅子、洗車場高圧洗浄機の購入代金でございます。１９節負担金補助及び交付金２千５４４万６千７１０円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員３名の人件費負担金などとなっております。２７節公課

費４万５千６００円でございます。１５ページをお開きください。次に同じく２款２項監査委員費１目監査委員費１万円ですが、この内訳は１節報酬１万円でございます。次に３款公債費１項公債費１目元金４８万６千９円、同じく３款１項２目利子が４０万６千８６０円でございます。なお１７ページには、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。以上で認定第１号令和元年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を終わらせていただきます。何卒ご審議をいただきまして認定いただきますようお願いいたします。

議　　長　　はい、事務局次長

事務局次長　　先程の説明で訂正をお願いしたいのですが、７・８ページのところで歳入の組合債のところを組合費というふうなことで、誤って発言いたしました。正しくは組合債の金額５千４００万円ということでございます。失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見等はございませんか。

７番議員　　議長。

議　　長　　７番谷口議員。

７番議員　　１２ページのね、公用車リース代金とよ、１４ページのこのトラックのリース料について、もう少し説明お願いできますか。どういう車をリースされてるんですか。

議　　長　　はい、施設長。

施設長　　１２ページの公用車リース代金というのは公用車で、車名でいうとアクアです。トヨタのアクアで構成市の方に決裁等に回るときに使う車です。１４ページの残灰運搬トラックリース料というのは４トンダンプでフェニックスの方に焼却灰を搬出する車両です。その上の HCL 計 CO 計リース料というのは施設に備え付けの公害計４台のリース料になります。

７番議員　　はい。

議　　長　　はい、７番谷口議員。

７　番　議　員　　これトラックリース料やけどよ、１６２万払いよんねけんどよ、フェニックスに行くやつを、運転手と込みであれしょんのけ。ほれともここの職員がよ、僕らが考えたらよ、このフェニックス行くんだったらトラックをここで、やまなみで購入した方がええんじゃないかとね。運転手付きのあれなんけ、これは。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　これにつきましてはトラックのみでございまして、運転手は運転員が交代交代で運んでおります。

７　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、７番谷口議員。

７　番　議　員　　結局１６０何万やけど、これずっと毎年よ、やっていくんとよ、ある程度よ、そういうふうな４トンのトラックを購入すんのとよ、その経費ちゅうのはよ、どっちの方が、リースの方がやっぱり安いということでリースを選択しとるわけですか。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　このリースにつきましては、メンテナンスリースということで車検でありますとか法定点検でありますとか、一般的な消耗、何キロ走ったらタイヤ交換とかその辺を含んだリース料でございまして、単品の購入と比べますと、車検その他整備をうちでやるのとで、こういうリースをかけた方がお安くなると。それと購入でございますと当初予算の方でその年度だけ膨れるということで、均等化を図るという意味でその当時判断さしていただいて、リースの方をかけたということでございます。

７　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　１ページの組合債の５千４００万円についてちょっと説明お願いします。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　組合債の５千４００万円ですけれども、平成２９年から３年。今年も借りる予定なんですけど、３０パーセントの交付があるということで、有利であるということで、その組合債を利用して施設整備等々の運用にあたっております。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　両市から分担金出しますわね。通常経費に対して。通常経費以外に部分的にせんなんのを、組合債で賄っとるという解釈でよろしい。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、山田施設長。

施　　設　　長　　基本的にはこの組合債につきましては、施設整備のところに充てるということでご理解お願いいたします。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　考えてみますと、必要経費は両市で負担していくんが当たり前やと思うんですが、この組合債を借りるということは、今言ったように国からの交付算入が３０パーセントあり有利という意味だけでやっとる訳ですか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　その３０パーセントの交付を受けれるということと、構成市も非常に厳

しい財政状況にあるということで、組合でも組合債利用しまして負担軽減等を図っておるところでございます。

６　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　このことは終わっておきます。また次また改めて。議員済んだ後に。結構です。

議　　長　　はい、９番木場議員。

９　番　議　員　　決算書の１ページに使用料及び手数料いうことで、予算額に対しまして調定額が１千４００万円ほど増えておるんですけども、これは要因としてはどういうことがあるんか。ごみの処理料が当然増えてきとる思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　この手数料なんですけれども、令和元年の１０月から手数料の改定がありまして、１０キロあたり１１５円になるということでその分の影響もあるんですけれども、まずその１１５円になるということで出し控えも考えられるということで、歳入のことなんでその時にちょっと査定の積算の方をちょっと下げております。それと、台風１０号、１７号7月８月に起きたんですけれども、その時に漁港でありますとか浜でありますとか打ち上げのごみが発生しまして、それの搬入もございました。それと民間の業者なんですけれども、草の取り扱いを停止したということで、１０月以降やまなみ苑の方にその草が入ってきたという、それぞれの要因のもとにこの手数料の予算より１千４００万円多く入ってきたということでございます。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい。

９　番　議　員　　災害ごみとかいろいろな要因があったということと、１１５円に単価、処理料がアップしたということなんですが、搬入量を見ると前年の３００トンぐらいのプラスで。これがその使用料に反映しとるようなことなんですか。そういうことですか。

施　　設　　長　　はい、そういうことでございます。

９　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、木場議員。

９　番　議　員　　洲本市と南あわじ市と市が違う訳ですが、洲本市の方の実績を見ると、家庭ごみが結構多いと。普通我々の常識というか考えでは事業系のごみの方が洲本市の方は多くなるんではないかという。案外そういうことはないんで、その辺のことは南あわじ市洲本市の減量ということと事業系家庭系のこの仕訳っていう、どういうものが事業系かそれと家庭ごみが当然家庭ごみか。その辺の説明お願いできますか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　ごみ処理場の家庭系と事業系の分けですけども、家庭系につきましては両市一般家庭から出ているごみを委託業者によって収集しました部分がこの家庭系ごみということとなっております。当然事業系ごみにつきましては事業者が許可業者に委託して直接持ち込まれたごみということになります。

９　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、木場議員。

９　番　議　員　　ごみの減量なんかは両市とも考えていろいろ対応しとると思うんですけども、具体的にはどういうことで減量化しとるんですか。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　南あわじ市におきましては、今現在２０分別でございます。分別することによりまして資源ごみへまわす部分であるとか、そういった部分で減量化に努めておるところでございます。また、今現在も減量化施策を課内におきましても検討してる最中でございます。

事務局次長　　はい、議長。

議　　長　　はい、中田次長。

事務局次長　　洲本市の減量化の状況でございます。洲本市におきましては、まず家庭系のごみを減していかなあかんということで令和２年２月から洲本市２６パーセントごみ減量化作戦ということで、具体的には可燃ごみではないですけど小型家電の回収品目の拡大、それから古着類の回収品目の拡大ということで、古着類にスニーカーとか、かばんとかいろんな回収品目を加えて回収できるようにしました。それから生ごみの減量化機器の補助率を上げさせていただいて、できる限りたくさんしていただこうという施策をしております。今年度はこの３つをやっとるわけなんですけども、来年度に向けましてさらに新しい施策も検討しておりまして、まずはそのリサイクル率を高めていくことによって、ごみとして出す量を減していこうという基本方針の中で家庭系ごみの減量化を図るというのと、併せて事業系についても特に紙類に特化した減量化の施策を来年度当初より実施したいということで検討を進めている最中でございます。

議　　長　　はい、他に質疑はございませんか。はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　この資料を見ておりますとね、成果等報告書の４ページの上段に借入額が、２億９千６００万円と書いてありますね。付属資料の１０ページの下段に証書借入分と先程言うた５千４００万円ということで２億５０万８千円とあるんですけが、小さいことなんですけが、この金額の違いはなんですかこれは。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　この償還元金に対しまして、交付が構成市の方に入ります。この５千４００万円以外にもフェニックスの方の５６０万というふうな、これはフェニックスの建設委託料で令和４年に終了予定なんですけれども、それの分を含んでおります。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　これ資料を見てましたらね、先程言いました５千４００万円は国からの交付税がある組合債ということなんですけど、見よったら借入金額の中の成果等報告書の４ページの上段の借入額のところは、５６０万、５千４００万円、９千６００万円、５千４００万円で書いてありますけど、これはもう借入とるやつ、つっこみで書いてあるんであって証書借入分が圧倒的に多いように思うんですが、立て分けもなし、つっこみの借入金で書いてあるんですか。

議　　長　　施設長。

施　設　長　　つっこみというのが、どういう。

６　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、６番議員。

６　番　議　員　　組合債ちゅうのは、いわゆる我々がいう、起債でしょ。借入いうのは証書借入と書いてるのは、これはどういうことですか。１０ページの一番下段に証書借入分１億５千万円とかここ書いてあるのは証書借入で書いとるやつと交付税算入にあるいわゆる組合債、起債。いろんな借入しとんねんけど、実際の証書借入分ということになれば我々単純に考えるとしたらいわゆる証書入れて借りとるということであって、全体のトータルの起債にならんと思うんですがね。真水の起債にならんと思うんです。証書を入れてあるんなら。これ、分かりにくいな。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　証書借入分この文言なんですけれども、この決算付属資料につきましては決算統計の様式に準じて作成しとるということで、この証書借入分というのは、その証書を入れて借り入れたということではなく、この５千４００万円につきましてはその金融機構でありますとか、銀行に利子の入札状況で銀行から借り入れた分とかになります。

６　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　そしたらこれ、すべてみな証書借入分であろうが組合債であろうが純然たるいわゆる借入金でしょ。

会 計 管 理 者　　議長、説明させていただいてよろしいでしょうか。

議　　長　　はい、会計管理者。

会 計 管 理 者　　この表の見方ちょっと説明さしていただいたら。４ページの方は、借入金が当初借り入れた金額分やと思います。１０ページについては残高になってますんで、現在高ですのでこの間、元金が償還された部分がみられると思いますので、現在の元々借りた分から元金分を償還した形で今これだけ残ってると。誤差は一部元金戻しているという表だと思います。それと、印部議員さんの方から質問ありました証書借入分と証書発行分の違いですけども、この借入いうのは書類による借入でございます。銀行とか金融機構とか。下の発行というのは、債権とかいうふうな自分から市中公募債とかそういう別な方法でしたものが該当するものでございますので、ほとんどが証書借入分になってます。南あわじ市でも登録債とかいう場合は下の方にしますけども、ほとんど該当ないです。

６　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい、６番印部議員。

６　番　議　員　　いずれにしてもこれは純然たる借入金であると。証書借入といえども通

常定期を担保に入れて借りとるんではないと。すべて借入であると。

会 計 管 理 者　　契約書に基づくというか借入申込によるものです。

６　番　議　員　　これはあの、我々もそこまで詳しくは分からんねけど、この成果報告書の４ページ借入額見よったら５千４００万円も証書借入もみな一列に書いてあるからちょっと理解しにくいんよな、これ。実際とにかく純粋に２億９６０万円も純粋に借り入とると。なんにも担保とかそういうものは入ってないと。ものによっては国からの交付金があると、あとはほとんど交付金が無しですと。交付金があるのは、５千４００万円だけ。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　この表につきましては５千４００万円も９千６００万円も次の５千４００万円も全部３０パーセント交付ございます。

６　番　議　員　　はい、分かりました。

議　　長　　はい、他に質疑。

８　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、登里議員。

８　番　議　員　　決算の審査意見からですが、稼働後２５年経過しとるということなんですが、前に来よったときは大規模な改修をいたしましたと。耐用年数はいつになるんですか。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　平成２６年の南あわじ市旧３町分統合の前に、７億５千６００万円で基幹部の改修を行っております。それ以外につきましては、年々１億から１億５千万円程度の施設整備を行いながら現在に至っておるというところでございますが、耐用年数につきましてはあくまでも一般論なんですけれど

も、だいたい３０年から３５年で改廃を迎えるというところが全国的にも多いかなと考えております。

議　　長　　はい、登里議員。

８　番　議　員　　２５年ですから３５年としたらあと１０年になりますが、前にここに来とった時に３市の統合したものを造るということを決めまして、本市の議会でやった時にそういうふうな方向ですということでありました。その後、まだ１０年もあるのでやってないかも分かりませんが、状況的なものを教えて下さい。

事　務　局　長　　議長。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　議員、今お問合せの方は、ごみ処理の広域化施設の話かと思います。広域化につきましては広域行政の方で事務局として進めております。以前、島内３市において議員協議会の中で本格的に検討を進めるということを、ご説明しておると思いますけども現在も調査設計段階で、各市で減量化施策等について今担当レベルで協議しているという段階でございます。

８　番　議　員　　はい。

議　　長　　はい。

８　番　議　員　　進んでいることが分かりましたので、安心いたしました。

議　　長　　他に質疑。はい。木戸議員。

５　番　議　員　　１４ページの委託料のところで不用額が当初予算の約１割ぐらい下がっとると。かなり努力をされたんだと思うんですが、説明されたかもしれないんですがもう少し詳しく教えていただけますか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　施設長。

施　　設　　長　　１３節委託料につきましては、４１４万円の不用額ということで、焼却灰埋立処分委託料。こちらの方で３７０万円程の減が出ております。これの訳はと言いますと、焼却灰を一旦水に付けまして水封するんですけども、それを簡単に言いますと絞る装置付けてて、それで絞った後に灰を搬出するんですけれども、その絞りの装置の水レベルの制御をちょっと変えたということで水分量がだいぶ落ちております。それの影響というふうに推測しております。あと植栽管理等業務委託のほうでマイナス６０万程出とるんですけれども、これはシルバーさんの方に植栽の管理をお願いしとるんですけれども、全日１日の積算しとるんですけれども半日の勤務であったりとかで、それによって６０万円の減が出ております。以上です。

議　　長　　よろしいでしょうか。はい、質疑はございませんか。

１０番議員　　はい。

議　　長　　吉田議員。

１０番　議　員　　１４ページの大阪湾広域臨海環境整備センターっていうのは、先程言ったフェニックスの関係だと思うんですけども、先程令和４年かなんかに終了っていう。令和何年でしたかね。確認したいんですけど。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　これはおっしゃるように、大阪湾臨海環境整備センターの建設委託料ということで、これにつきましては毎年建設委託料、護岸の整備でありますとか平成３０年に関空の橋にタンカーが当たったような台風があった時、とても大きく損傷しております。それらの年によって年々変更あるんですけれども、さっき言いました５４０万円につきましては、平成の早い時期に５４０万円借りてこの委託料に当てた起債でありましてそれが令和４年に５４０万円につきましては終了するということでございます。この建設委託料につきましては、年々発生をしております。以上です。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番　議　員　　ちょっと私理解が不十分だったのかなと思んですけども、そうするとこの負担金っていうのはこれからも毎年発生するということになるんですか。

施　　設　　長　　はい。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　おっしゃるように建設負担金は毎年発生しますし、その年度でありますとかフェニックスの工事の具合で増減したりとか。ただ今３期計画とかを計画しておりますのでそれによっても増減になると思います。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番　議　員　　最終処分場というふうには理解はする訳ですけれども、そういう施設がなければまた大変なことになるので、これは永遠に続くというふうな形で理解してよろしいでしょうか。

議　　長　　はい、施設長。

施　　設　　長　　フェニックスの方からの説明等々で近畿圏１６８団体がそのフェニックスに加入しとるんですけれども、最終処分場どこの団体もなければ困るもんなんで、当初はその海上に埋め立てて埋め立てた土地を、当初の考えのバブルの時の価格でペイできるというふうな考えで、フェニックスを運用しとったんですけど、なかなかその土地も値下がりしてきて、ということで市町団体１６８団体の負担が増えてきております。それでもその自前で最終処分場を持つというのはなかなか難しい状況でありますので、毎年アンケートとか来るんですけども、価格どの辺までくればいうようなことですけれど、みなだいたい参加しますいうことの回答が多いというふうに思います。我々につきましてもこの施設ある以上最終処分場必要ですので、ずっと続けていただきたいというふうに考えております。

１０番議員　　議長。

議　　長　　はい、吉田議員。

１０番議員　　津名のとこから船で運ぶことになってるかと思うんですけども、船で運ぶ経費っていうのもこちらで持ってるというふうに理解してよろしいでしょうか。

施設長　　はい。

議長　　はい、施設長。

施設長　　津名基地と姫路とか神戸とか泉佐野とかいろいろ基地あるんですけども、それも全部含めたうえで、津名基地の船に積む設備も潮風等々で錆びたりして結構整備やっております。全部含めたうえでこの負担金の方へ各団体に割り振って負担金として請求されております。

１０番議員　　はい、わかりました。終わります。

７番議員　　はい、議長。

議長　　はい、７番谷口議員。

７番議員　　私も長いこと本議会に出席さしてもうて、工事請負費ちゅうのは、毎年１億円ぐらいなんねけどよ、クレーンの整備工事いうやつとこの自動火災報知設備の緊急工事いうやつのちょっとこの辺の説明してもらえますか。

議長　　はい、施設長。

施設長　　クレーンの整備工事ですけれども、今回は掴むバケットが２基あるんですけれども、それの１基分の交換と、あとは２年に１回の定期点検によります整備の部分でございます。それと火災報知器の緊急工事ですけど、これは火災報知器の本体あるんですけれども、それは平成７年当初から使用しておりまして、音の方が鳴らなくなったいうことで、緊急に対応する必要があるということで。ここ小学生の見学等々ありますので、緊急で直さんとあかんということで緊急の対応で工事かけています。

７番議員　　はい、議長。

議長　　はい、谷口議員。

７　番　議　員　　毎年クレーンちゅうのは、なんか挙がってっとるように思うねんな。それと先程言うた自動火災報知器の受信機だけ換えてよ、感知器でなしに受信機だけ換えて２００何万ってのは挙がっとるんですか。

議　　長　　はい、施設長。

施　設　長　　受信機本体の交換と下の方のアンプの方の基盤ですね。そのへんの交換で点検した結果順調に動くということでこれだけです。クレーンの方につきましては基本的にはクレーンの法定点検というのは、２年に１回なんですけども平成７年から２５年経ったいうことでいろいろ老朽化しておりまして、前年度の手数料の時にケーブル工事を落とさして頂いたんですけれども、その時にバケットとケーブル工事を入れるつもりだったんですけれども、バケットだけを今回やったということです。

７　番　議　員　　分かりました、終わります。

議　　長　　他にご質疑はございませんか。質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。お諮りいたします。認定第１号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって本件は認定することに決しました。
　続きまして、日程第８議案第６号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい。

管　理　者　　はい。議案第６号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、事務局の方からご説明申し上げます。

事　務　局　長　　はい、議長。

議　　長　　はい、局長。

事　務　局　長　　議案第６号兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明申し上げます。本件は市川町外三ケ市町村共有財産事務組合の加入、西脇多可行政事務組合との事務統合による北播磨清掃事務組合の解散に伴う規約の変更に基づき、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づく関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため、同法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。この内容は、構成団体等を定める規定中、北播磨清掃事務組合を市川町外三ケ市町共有財産事務組合に改め、附則において施行期日を定めるものでございます。以上で議案第６号の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議を頂きまして、ご決定頂きますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件につきましてのご質疑、ご意見はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ほかになければこれにて質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第６号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議案第６号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例議会における諸案件をとどこおりなく審議いただきまし

たことは議員各位の慎重なる審議の賜物であり、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。さて、いよいよ年末も押し迫ってまいりました。今日１２月２４日はクリスマスイブであります。例年ですとにぎやかな時節でありますが、今季は新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されます。昨日の感染者数は過去最多の３千２７１人を数えるなど猛威が収まりません。議員各位、管理者及び職員の皆様方におかれましては年末年始何かとご多用のことと存じますが、この上にもご自愛くださいまして当事務組合の運営にご尽力を賜らんことをお願い申し上げます。来年は皆様にとって希望の持てる年となることをご祈念申し上げ閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、副管理者の竹内市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副　管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、副管理者。

管　　理　　者　　閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。今議会におきましては、新しく片岡議長、谷口副議長が誕生されました。今後ともどうぞよろしくお願いします。また本日ご提案申し上げました諸案件につきましては、議員各位には慎重なるご審議をいただき、適切妥当なご決定をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、当事務組合の健全な運営が進めるよう今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻お願い申し上げます。また、コロナ禍においての初めての年末年始を迎えます。議員各位におかれましては、ご体にご自愛いただきまして良き新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事　務　局　長　　すみません。失礼します。お配りしております組合議員名簿のなかで、高島先生の部分で住所の頭に洲本市が抜けておりました。差し替えさしていただきますのでよろしくお願いいたします。

（閉　　会　　１１時３０分）

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員